

社団法人沖縄県小児保健協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人沖縄県小児保健協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を那覇市久茂地1丁目2番地の1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、小児保健活動を行うことにより、小児の健康を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小児保健の普及及び指導に関すること。
- (2) 小児保健の調査及び研究に関すること。
- (3) 小児保健事業の推進に関すること。
- (4) 学術講演会及び講習会の開催に関すること。
- (5) 沖縄県小児保健会館の建設及び運営に関すること。
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員及び会費)

第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会する個人及び団体とする。

2 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員は、次の各号の一に該当するときは、退会したものとする。

- (1) 死亡し、又は解散したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。

(除名)

第8条 会員がこの法人の名譽をき損し、又はこの定款に反する行為をしたときは、総会において会員の同意を得て、その会員を除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知とともに、当該会員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種別)

第10条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 (会長1人、副会長1人及び常任理事2人を含む。)

15人以上20人以内

(2) 監事 2人

2 前項第一号の常任理事は必要に応じて置くものとする。

(役員の選任)

第11条 理事及び監事は、会員のうちから、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。

3 常任理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第12条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2 会長は、この法人を代表し、業務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を処理するとともに会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

4 常任理事は、常務を処理する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。

2 役員は、再任することができる。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の同意を得て、その役員を解任することができる。

2 第8条第2項の規定は、前項の役員を解任しようとする場合について準用する。この場合において、第8条第2項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」

と読み替えるものとする。

(役員に対する報酬)

第15条 常勤の役員には報酬を与えることができる。

2 役員の報酬についての必要な事項は、総会の議決により別に定める。

(顧問)

第16条 会長は、この法人の重要事業の諮問をさせるため、顧問を理事会の推薦により委嘱することができる。

(事務局)

第17条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 事務局及び職員に関する事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

第4章 会議

(種別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、会長、副会長及び常任理事その他の理事をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 重要な財産の取得又は処分

(2) その年度を越えて弁済を要する資金の借入

(3) 予算を伴わない権利の放棄又は義務の負担

(4) その他この法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第21条 定期総会は、毎年度終了後1月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに1月以内に開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第22条 会議は、民法第59条第4項に基づき監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会議を招集する場合には、会員及び理事に対し、会議の目的である事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
(定足数)

第24条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 会議の議決は、この定款に別に定めるもののほか、総会においては会員の、理事会においては理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむをえない理由のため会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知され

た事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については出席した者とみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会員又は理事の現在数
 - (3) 総会にあってはその総会に出席した会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、総会においてはその出席した会員のうちから、理事会においてはその出席した理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 財産目録に記載された財産
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第29条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決をもって定める。

(経費の支弁)

第30条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第31条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、その会計年度開始前に総会の承認を得なければならぬ。ただし、やむを得ない事情があるため、その承認を得られない場合には、その会計年度開始の日から2月以内に総会の承認を得るものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、総会の承認を得るまでの間は、前会計年度の予算を執行する。

3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づくものとする。

4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第32条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その会計年度終了後1月以内に総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得、かつ、沖縄県知事の認可を得なければ、変更することができない。

(解散)

第35条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により

解散する。

2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならぬ。

(残余財産の処分)

第36条 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、沖縄県知事の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ他の団体に寄附する。

第7章 雜則

(委任)

第37条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(1) この定款は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

(2) この法人の設立以前に、沖縄県小児保健協会の会員として第5条に定める昭和55年度会費を同会に負担した会員の会費は同条に規定する会費とみなす。

(3) この法人の設立当初の役員は、第10条及び第11条第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、昭和57年3月31日までとする。

(4) この法人の設立当初及び次年度の事業計画並びに収支予算は、第31条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(5) この法人の設立当初の会計年度は、第33条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和57年3月31日までとする。